令和8年11月20日

令和9年度 熊本市有害鳥獣駆除隊への応募の手引き

全国的に有害鳥獣による農作物被害及び生活被害が増大しているなか、本市においても、イノシシ・ニホンジカ・アナグマ・カラス等による深刻な影響が出ており、これら鳥獣の一部は、市街地への出没も増加しています。さらに近年、熊本市管内のノリやアサリ等の養殖漁場一帯ではカモ類・バン類による水産物被害も増加しており、「熊本市有害鳥獣駆除隊（以下「市駆除隊」という。）がわなによる捕獲や銃器による駆除・追払いを行っています。

そこで、本市では次に掲げる3地区について、令和9年度において予察計画に基づく年間を通した駆除を実施するとともに、住宅地への出没に伴う緊急的な対応（駆除や追払い）を行う市駆除隊を各地区1隊ずつ公募します。

応募される団体は、熊本市有害鳥獣駆除隊の公募及び事業の実施に関する要綱（以下「要綱」という。）及び本手引きをご確認のうえ、必要な書類を公募期間内に提出してください。

1. 公募地区　次に掲げる3地区について、各1隊の市駆除隊を公募します。ただし、水産物被害の対応については、3地区の市駆除隊の中から捕獲班を別に編成し対応していただきます。

(1) 熊本市地区（富合・城南地区及び植木地区を除く）
(2) 富合・城南地区
(3) 植木地区

※ 原則として熊本市有害鳥獣地域駆除隊の活動集落を除き捕獲活動を行ってください。

2. 対象鳥獣　捕獲する対象鳥獣は、イノシシ・ニホンジカ・タヌキ・アナグマ・カラス類・ヒヨドリ・ハト類・カモ類・バン類・その他農作物被害、生活環境被害、水産物被害を及ぼす鳥獣が対象です。

3. 公募期間　**令和8年11月20日（金）～　令和8年12月21日（月）　17時まで**

4. 応募の要件　市駆除隊に応募できる団体は、次に掲げる要件を全て満たしていなければなりません。

(1) 次のいずれにも該当する10名以上の者により編成された団体であること。

ア　熊本市及び近隣の市町村に住所を有し、有害鳥獣の捕獲等に用いようとする猟法に係る狩猟免状を所持していること。

イ　狩猟災害共済又は損害保険（保険金額3千万円以上）などに加入しており、有害鳥獣の捕獲等に伴う事故等により他人に生じた損害に対して、賠償し得る能力を有する者であること。

ウ　銃器使用及びわな捕獲に係る狩猟者登録（熊本県への狩猟者登録）については、次のとおりです。

(ｱ) 銃器による捕獲等を行う者は、過去3年以内に狩猟者登録を受けて1年以上経過している者。

（イ）くくりわなにより捕獲等を行う者は、最初に狩猟者登録を行った日から1年以上経過している者。

（ウ）箱わなによる捕獲等を行う者は、狩猟者登録を受ける、または本市等が開催する安全講習会を受講すること。

エ　有害鳥獣の捕獲等の趣旨を理解している者で、随時捕獲等に従事できる者であること。

オ　本手引き第1条に定めるそれぞれの地区において、地区内のいずれの地域においても、本市や市民からの農作物被害及び生活環境被害への要請に十分に対応できること。

(2) 有害鳥獣の捕獲等を行うに当たって、次に掲げる事項を遵守できる団体であること。

ア　イノシシの捕獲等は、安全性の確保の観点から年間を通し「箱わな」及び「くくりわな」を主体とすること。ただし、安全性や緊急性を十分配慮したうえで銃器による捕獲等も行えます。

イ　鳥類の捕獲及び追払いについては、安全性に十分配慮したうえで年間を通し銃器による捕獲等を行うこと。また、農作物被害による緊急要請についても速やかに対応することとし、そのための緊急連絡体制を有すること。

なお、水産物被害に係るカモ類及びバン類の捕獲や追払いについては、市駆除隊から別途班体制を整備するとともに、船上から銃器を使用するため、捕獲従事者のみならず周囲で作業を行っている漁業者等にも安全性に十分配慮したうえで実施すること。

ウ　緊急要請又は通常活動の別にかかわらず、本市や市民からの農作物被害及び生活環境被害への要請に対して速やかにわな設置等の対応をするとともに、わなの移動、見回り、餌補充等の管理、捕獲後の止めさし及び捕獲等指示書に記載の適正な処理についても適切に自らの団体内において対応すること。

エ　住宅地、学校周辺等へのイノシシ等の出没による緊急要請についても速やかに対応することとし、そのための緊急連絡体制を有すること。

オ　捕獲（緊急要請を含む）等は、季節、天候、曜日等に関係なく年間を通して対応できること。

カ　市民等への捕獲活動の理解と被害防止を図るために、市民等に対する活動計画の周知に努めること。

キ　その他、有害鳥獣捕獲等に当たっては、要綱第5条を遵守するとともに、錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じ捕獲等を行うこと。

5. 市駆除隊の活動内容　市駆除隊の主な活動内容は次のとおりです。

①　本市が策定した熊本市有害鳥獣捕獲計画（予察計画）に基づく有害鳥獣捕獲。

②　緊急に農作物や生活環境に被害を及ぼした有害鳥獣の捕獲や追払い。

③　水産物に被害を及ぼした鳥類の船上による捕獲や追払い

④　熊本市農畜水産物有害鳥獣対策協議会の構成員として会議等に参加。

⑤　その他、鳥獣被害防止対策に関すること。

6. 活動期間　令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日の1年間です。

7. 応募書類　市駆除隊に応募する団体は、次に掲げる書類をご提出ください。

（1）令和9年度 熊本市有害鳥獣駆除隊応募申請書（様式第1号）

(2)令和9年度 有害鳥獣駆除活動計画書(様式第2号)
(3)隊員名簿(様式第3号)
(4)狩猟免許等確認書(様式第4号)
(5)添付書類
① 応募団体の規約
② 狩猟免状の写し
③ 狩猟災害共済及び損害保険(ハンター保険等)の写し
④ 捕獲に係る実施マニュアル
⑤ 安全な駆除活動を行うための手順書
⑥ 緊急連絡体制図
⑦ 他市町村での有害鳥獣駆除実績がある場合は、それを証明する書類

※ 各様式・申請書・要綱等は、熊本市ホームページからもダウンロードすることができます。
ホーム ＞ 組織から探す ＞ 農水局 ＞ 農政部 ＞ 農業支援課 鳥獣対策室 ＞ 令和9年度 熊本市有害鳥獣駆除隊の公募について(募集)

8. 応募書類の提出

(1)応募書類は、熊本市役所 農業支援課 鳥獣対策室に代表者が持参し提出して下さい。(熊本市中央区手取本町1－1 市役所12階 TEL 096－328－2369)
(2)提出時間は土曜・日曜・祝日を除く月曜から金曜の午前8時30分～午後5時まで
(3)提出された応募書類については、秘密保持には十分配慮することとしますが、銃砲の所持許可や狩猟者登録の状況等は関係機関に照会する場合もありますので、予めご了承下さい。
(4)提出期限 **令和8年12月21日(月) 17時まで**
(5)提出に当たっての留意事項
① 紙媒体を各1部ご持参ください。※郵送、FAX及び電子メール・USBメモリ等のデータによる提出は受け付けません。
② 応募書類については、提出期限を過ぎてからの資料の追加や差し替えは不可とし、また返却しませんのでご了承下さい。
③ 応募の要件を満たさない場合や応募書類に虚偽の記載があった場合は、審査の対象としません。

9. 審 査

(1) 提出された書類及びプレゼンテーションによる審査を行います。
≪プレゼンテーション≫
駆除活動計画、安全対策、農作物被害対応、生活被害対応(緊急対応)、水産物被害対応、駆除実績、捕獲マニュアル等について発表してください。
・発表15分程度
※ スライド(パワーポイント等)を使ったプレゼンテーションを行う場合は、事前に鳥獣対策室へご相談ください。

・**質疑応答10分程度**（審査員からの質問に対する受け答え）

（2）審査は、別表「有害鳥獣駆除隊選定評価基準」に基づいて行い、点数の最も高かった応募団体を市駆除隊と選定します。ただし、審査員の持点50点の6割に相当する点数に、当日の出席審査員の人数を乗じた点数を得た団体でなければ選定しないものとする。

（3）審査及びプレゼンテーションの日程等について

日 時　　令和9年1月13日（水） 午後

場 所　　熊本市役所本庁舎 12階会議室

入室人数　各団体5名まで

※ 集合時間等は後日、郵送でご連絡いたします。

10. 審査結果

審査の結果は、審査終了後速やかに応募団体に通知します。なお、審査内容については非公開とし、審査の経過に関するお問合せにはお答えできませんので、予めご了承下さい。

11. 報償金について

選定された市駆除隊には活動支援として、熊本市有害鳥獣捕獲作業に係る報償金等交付要領に基づく各種報償金、鳥獣被害防止総合対策交付金の鳥獣捕獲報償金を交付します。

ご質問等がございましたら下記の方までご連絡ください。

【連絡先】
熊本市役所
農業支援課　鳥獣対策室
電話　096－328－2369